

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成20年5月に策定された「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路（A）」と「生活関連経路（B）」が定められています。

■生活関連経路（A）

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路
- ・現時点において、横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者・障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■生活関連経路（B）

- ・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路

